

ご 報 告

このたびは、みさき政直後援会の活動の件で、市民の皆様にご心配をおかけしたことにつきまして、心よりお詫びを申し上げます。

後援会では、2月の新聞報道の後、速やかに事実関係の調査を行うとともに、法律の専門家へ相談し、公職選挙法違反に該当するかについて内部で検討されました。

その調査結果及び弁護士からの意見を参考に検討したところ、「公職選挙法第199条の5の除外事由、“後援会の設立目的により行う行事に関し寄付をする場合”に該当するので、同法違反には当たらない」との結論に至りました。この調査結果及び検討結果は、記者会見及び市議会全員協議会の場においてご報告申し上げたとおりです。

今後、市長という立場にある者として要らぬ誤解を招かぬよう留意するとともに、後援会の活動に関しましては、関係の方々ともよく連携しながら慎重を期してまいりたいと存じますので、市民の皆様の引き続きのご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

京丹後市長 三 崎 政 直